私のこれまでの軌跡と今後取り組みたい事柄

松 嶋 祐 子 (専修大学人間科学部講師)

はじめに

はじめまして、人間科学部心理学科の松嶋祐子と申します。専門は犯罪心理学です。 この度、法学研究所の所員として登録していただき、自己紹介の機会を頂きましたの で、私のこれまでの軌跡と現在の関心事を書かせていただきます。

1 教員になる前の実務経験

私は、2019年3月まで法務省の矯正施設(少年鑑別所や刑務所)で勤務していた心理 技官(心理専門職の国家公務員)です。臨床心理士、公認心理師でもあります。少年鑑 別所では、非行少年に面接や心理テストを行って、彼ら・彼女らがなぜ非行に走った のか動機を明らかにし、どのようにすれば立ち直ることができるのか処遇指針を示す 仕事をしてきました。刑務所では、入所した受刑者に対する調査面接や、性犯罪者処 遇プログラムをはじめとする各種改善指導プログラムの維持・管理、処遇効果の検証な どに携わっておりました。これらの実務経験を活かして、現在専修大学の生田キャン パスで犯罪心理学の講義やゼミナール、大学院生の臨床心理実習の指導を行っており ます。

(1) 少年鑑別所での鑑別

実務家教員であり、また大学職の年数もまだ浅いので、まずは実務経験について紹介させていただきます。心理技官の勤務の基本は少年鑑別所での鑑別になります。少年鑑別所は、主には家庭裁判所、その他に地方更生保護委員会、保護観察所、児童養護施設や児童自立支援施設、少年院又は刑事施設の求めに応じて、非行少年の鑑別を行います。鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、

鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情 を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。な かでも件数が多く、主要な鑑別であるのは、家庭裁判所の求めに応じて行う収容審判 鑑別です。家庭裁判所が必要と判断すると、審判前に非行少年の身柄を少年鑑別所に 収容する観護の措置がとられます。観護措置は通常4週間、最大で8週間です。その 間、小理技官は少年に鑑別のための面接や小理検査を行い、鑑別レポートである鑑別 結果通知書を家庭裁判所に提出します。主目的はレポート作成であるため、心理技官 の面接について実際の面接場面を見たことがない方からは、警察の取調べと同様のイ メージを持たれることも多いのですが、実際の面接の仕方は、一般的な心理臨床とそ う変わらず、少年の心情に沿って話を聞いていきます(もちろん、裁判所の判断の材料 となるように、本人からの聴取のほかに関係資料にも当たり事実関係は丁寧に押さえていき ます)。非行がきっかけで少年鑑別所に入所してきた少年たちではあるのですが. 家 族や友人のこと、学校や仕事のことなどを聞いていくと、一般的な十代の少年とそう 変わらない事柄で悩んだり、日々の生活に奮闘している姿が見えてきます。再非行の 防止が第一義的な目的ではありますが、少年の健全な育成や明るい将来を目指して 日々接してきました。

(2) 刑事施設における再犯防止指導プログラム

私の法務省勤務経験の中で珍しいと思われるのが、刑事施設で実施している特別改 善指導の各種の再犯防止プログラムの開発・維持・管理(統計を用いた効果検証も含む) に携わっていたことで、特に平成24年に報道発表された「刑事施設における性犯罪者 処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について | (法務省矯正局成人矯正課, 2012)は、再犯率の具体的な数値に言及しながら処遇効果を論じたもので、大きなイン パクトを与えたものと思われます。平成22年に府中刑務所に効果検証専従班という プロジェクトチームが設置され. 私は同チームの立ち上げメンバーになりました。府中 刑務所に設置されたのは法務省本省のある霞が関に近いという利便性が理由で、府中 刑務所に付随した業務を行っていたのではなく、全国の再犯防止指導プログラムに関 与していました。当初はプロジェクトという一時的な位置づけだったのですが、年々 その重要性は増し、2019年4月にようやく独立した効果検証センターが昭島市に設立 されました(矯正研究所、2019)。法務省の研究機関としては法務総合研究所が有名で すが、法務総合研究所は犯罪白書の作成をはじめとする資料作成や研究を行っていま

す。それに対して、効果検証チームは現場とまさに二人三脚で各種のプログラムの開発等を行っています。効果検証という名称から、机の上のデータだけいじっているように思われるかもしれませんが、開発の部分から携わっていますし、データを収集する各施設の職員の方に効果検証の意義を理解していただかないと、質の良いプログラム評価に必要なRCT(ランダム化比較試験)の割り付けが崩れるなどの問題が生じてしまいます(この辺りは「プログラム評価¹)」という分野を一から学んで、効果検証に取り組みました)。全国の施設の指導の現場を拝見し、より良い指導に向けて打ち合わせをしたり、年に数回ある指導担当者会議に参加するなど、本当に出張が多かったのですが、とても勉強になりました。数万人いる矯正職員(法務省矯正局の職員)の中でも、あれだけ各施設の内情に関わることができる立ち位置は少ないのではないかと思います。

再犯防止に関する指導について概略を述べますと、刑事施設では、およそ100年に わたって続いた監獄法にかわって、2006年にいわゆる刑事収容施設法が運営の根拠法 令となり、改善指導をはじめとする受刑者の改善更生のための処遇が導入されました。 改善指導とは受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活 に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行う指導です。旧監獄法 下でも改善更生のための指導は細々となされていましたが、根拠法令はなく、各職員 の自助努力によるものでした。それが、新法では矯正処遇の3本柱の一つとして改善 指導が位置づけられたことで、法務省矯正局全体での組織だった取組となり、各種の 再犯防止指導が本格導入されるに至りました。改善指導は一般改善指導と特別改善指 導の二つに分けられ、特別改善指導では、薬物依存があったり、暴力団員であるなど の事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、 その事情の改善に資するよう特に配慮した指導を行います。特別改善指導は6種類定 められており,薬物依存離脱指導,暴力団離脱指導,性犯罪再犯防止指導,被害者の視 点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導があります。このように法は整 備されましたが、それまで100年にわたって刑務作業を中心として日々の生活がまわ っていましたので、実際に改善指導を導入するのは一筋縄ではいきませんでした。こ の作業の支援を行っていたのが、効果検証チームです。

その他に在職中、国連の関連機関である国連アジア極東犯罪防止研修所(通称UN-AFEI (ユナフェイ))の国際研修に参加させていただいたり、米国の大学院(南イリノイ

¹⁾ P. H. ロッシ, M. W. リプセイ, H. E. フリーマン (大島巌・平岡公一・森俊夫・元永拓郎監訳) (2005) 『プログラム評価の理論と方法――システマティックな対人サービス・政策評価の実践ガイド』 日本評論社。

大学カーボンデール校)で犯罪学・刑事司法(Criminology and Criminal Justice)につい て学ぶ機会も与えていただき、日本の犯罪現象や刑事政策を、諸外国と比較しながら 客観的に捉えるための力を身に付けました。

現在. 心理士として興味のあること

現在、まだ期間は長くありませんが、精神科・心療内科のクリニックで依存症治療、 特に性依存の治療に携わっています。犯罪心理学と依存症に関連があるのかと不思議 に思われるかもしれませんが、この2つには深い関係があると思っております。依存 症は自身の行動に対するコントロールの障害です。ふとしたきっかけではじめた行動 だったものが、依存が進むとやめたいと思ってもやめられなくなり、例えば、自身の 経済力以上の金銭を依存行動に費やして経済的に破綻してしまったり、依存行動を優 先させて本来すべき日々の生活(仕事や学業,家庭のことなど)をないがしろして,身近 な人々との対人関係に軋轢を生んでしまったりします。

刑務所で様々な方とお会いして感じたことは、犯罪行動の背景、いや、犯罪行動そ のもの自体が依存行動である場合が案外少なくないことです。そもそも、薬物の自己 使用である薬物事犯者は薬物依存の問題を抱えていますし,アルコール自体は合法的 なものですが、しらふのときは問題ないのに酩酊下での犯罪を繰り返している。つま り犯罪の引き金がいつもアルコールという方も少なく有りません。酩酊下での犯罪の 最たるものは飲酒運転ですが、この他にも酩酊状態でDV や虐待や、家族以外の人に 対しても暴行・傷害などの事件を起こすといった例があります。財産犯の背後にギャ ンブル依存症による経済的問題を抱えている場合もありまし、また、窃盗の中にはク レプトマニアと呼ばれる病的な窃盗を繰り返す人たちもいます(ただし.この点につい ては、私は医師ではないので診断はできませんが、常習窃盗の方の弁護ではおそらく依存症 ではない方もクレプトマニアを主張する傾向があるように見受けられ、きちんとした弁別が 必要だと思っています)。

こうした色々なケースがある中で、性依存の治療は依存症の中でも最も難しいもの だと考えています。あくまでクリニックでの治療なので、犯罪ケースと非犯罪ケース がありますが、性自体、繊細な話題で、スタンダードとか正答といったものはないで すし、また、性的な問題がある場合は相手のあるケースが多いです。性依存症の治療 に関わろうと思った動機は、先述のとおり、法務省に勤務していたときに、性犯罪再

犯防止指導プログラムの効果検証や維持・管理に関わっていたことに端を発します。 刑務所の中では、最長では10か月程度とかなり長期にわたる期間の再犯防止プログラムを実施しており、効果検証の結果、一定の効果も認められています(山本・松嶋、2012a:山本・松嶋、2012b:法務省、2012:法務省、2020)。しかし、どうやらその効果が持続するのは1年半程度なのではないかとも考えられます(遊間、2017)。全ての性犯罪者が性依存症なのではありませんが、依存症は完治しない病と言われています。物質依存で考えるとそれがわかりやすく、依存物質により脳が不可逆的な変化をし、脳が依存物質を欲して、探索行動をするように人間に指令を出します。行為への依存(プロセス依存)は、具体的な物質があるわけではないのですが、どうやら類似のメカニズムが起きているようであることがわかってきており、最新版のアメリカ精神医学会の診断基準「DSM-V」では、ギャンブル依存も精神疾患として掲載されています。(注:ただし、性依存については、精神疾患として掲載されるに至っていません。)

話を元に戻しますと、性依存症である場合、刑務所でプログラムを受講すれば『完治』するものではなく、社会復帰後も医療機関や自助グループなどにつながり、「やめつづける」ための取組を継続する必要があると言えます。しかしながら、現在の日本においては、性依存の治療を行っている場所はごくわずかに限られます。薬物依存の治療については、ある程度(と言ってもそれでも多いわけではないですが)医療機関で治療を行っていたり、精神保健福祉センターに相談窓口が設けられていたりします。おおむね各都道府県にDARC(ダルク)などの自助グループもあります。他方で、性依存についてはこうした支援機関がぐっと減ってしまいます。

また、個人的な理由ですが、大学院を卒業した後、すぐに法務省で勤務をはじめたので、社会内で心理臨床をした経験がありませんでした。司法領域での心理臨床は一般的なものと比べて異質な部分があります。そのため、社会内での心理臨床にとても興味がありました。これまでの施設内での臨床と異なり、社会内のクリニックならではの初めての経験として、保護観察中の対象者の方(執行猶予付き保護観察であり、再び犯罪をしたら十中八九、実刑になると思われる状況)とお会いした際には、もしこの方が再犯をしてしまったら次回お約束している日程でクリニックでお会いすることができないという考えがよぎりました。心理臨床というのは癒しのイメージを持たれる方もいるかもしれませんが、実際は、本人が目を逸してきた心理的な課題を取り上げなければならない場面もあり、面接後、本人の内界に動揺やなんらかの葛藤的な感情が生じることも少なくありません。これが矯正施設の中ですと、面接後にこの揺さぶら

れにより万が一問題行動を起こしてしまったとしても、施設内の規律違反として取り 上げることができて(プチ再犯などと言ったりします). 再度本人に指導を行う上での材 料とするのですが、社会内では再犯し、身柄を拘束されたらその支援は打ち止めにな ってしまいます。このあたりのさじ加減は、施設内と社会内の臨床の違いではないか と感じました。しかし、臨床の本質に大きな差があるわけではなく、自分に社会内の 臨床が出来るかという不安はすぐに消え、現在新しい場での心理臨床に励んでいると ころです。

3 今後の活動として興味のあること

まだこれからのことですが、以下の事項について関心があり、何らかの活動をはじ めていきたいと考えています。

(1) 心理士としての活動――情状鑑定

被疑者・被告人の鑑定といった場合、DNAの鑑定など様々な種類のものが含まれ ますが、その中で情状鑑定、犯罪心理鑑定に関心があります。情状鑑定は、主要な部 分で少年鑑別所において行われている鑑別と重なる部分があると考えています。詳細 は、松嶋(2020)の「情状鑑定について」で述べています。心理技官は採用されると多 くの場合、少年鑑別所で勤務を開始します。私もはじめの勤務施設は少年鑑別所であ り、鑑別に従事しました。その後、刑事施設に転勤することになり、日本の刑務所の 中でも最も多様で重い問題を抱えている犯罪者が集まるといわれている府中刑務所に 勤務することになりました(受刑者の分類基準でそのような仕組みになっています)。暴 力団員がごろごろいますし、基本的に累犯者を対象としている施設であり、薬物犯罪 や性犯罪を反復している人などもいます。しかしながら、一人ひとりと面接してみる と、本質は少年を面接していたときとそう変わらないという手応えがありました。み な犯罪性の進んでいる人たちであり、本人たちが行った犯罪を棚上げしてはならない という大前提は押さえておかなければなりませんが、家族のことで悩んでいたり、生 活のことで困っていたりする様子は、基本的に非行少年と変わらず、更生支援を要す る人たちであると感じました。

非行少年の場合ですと、可塑性が期待され、健全育成を目的として、家庭裁判所調 査官や少年鑑別所の心理技官が一つひとつのケースの調査・鑑別に丁寧に当たって処 遇方針が定められますし、調査・鑑別のプロセス自体が少年への働き掛けであったりします。しかしながら、成人になると、そうした機会が無くなってしまうように感じています。刑務所で受刑者と面接していて、もう少し何か支援がなかったものか、と歯がゆく思うケースも多かったです。累犯者になると、本人達ももう毎度のことと言わんばかりで、まるで当の本人が自分のことを諦めてしまっているような様子であり、私は社会と塀の中を行き来するサイクルを打破する術はないものかと考えていました。家庭裁判所の審判と異なり、成人の裁判は有罪無罪の判断、量刑判断を行うことが中心であり、責任能力の判断の資料とするために行う精神鑑定ではない情状鑑定は、判決にそう大きな影響を及ぼすことは少ないことは承知していますが、それでもそのプロセスには意味があるのではないかと考えています。

(2) 研究者としての活動――犯罪不安や厳罰的態度,裁判員の心理

もう一つ,現在関心があることは,一般市民の犯罪や犯罪者に対する態度です。私は大学院修了後すぐに法務省で勤務を開始し,司法・犯罪領域で働いてきました。この領域は,長時間労働の激務である上,転勤が多いためか,プライベートで同業者以外の方と交流を十分に持てている人が少なかった印象があります。領域固有の特徴としても,職員の生活形態としても,外部との交流が途絶えがちである業界であるように思います。

そうした生活から一転して、昨年度の春に大学教員に転出し、学生をはじめ、様々な人たちと話すようになり、司法・犯罪領域の実務家と一般市民の感覚に大きな隔たりがあることを痛感しました。私の所属していた法務省矯正局にしても、「開かれた矯正」というキャッチフレーズの元、矯正展や地域住民向けの施設参観などを実施したり、法務省全体のYouTubeチャンネルなどを開設したりしています。しかし、そうしたことを知っている人の方が少ないですし、市民が素朴に疑問に思っていることに答えられていないようにも思うようになりました。例えば、法務省側の意図としては、この領域にポジティブで明るいイメージを持っていただきたいので、そういう面を積極的に広報していますが、市民が知りたいのは、まず第一に安全なのか、危なくないのかということなのだろうなと感じました。私も元職員として「危なくない人たちです」という広報はあまりに後ろ向きに思うのですが、きっと、この辺りが関係者と市民とのギャップになるのでしょう。

こうした市民の不安というのは、まわり回って司法・犯罪領域に様々な形で影響し

てきます。こうした不安は非行少年や犯罪者の社会復帰の際に逆風となるので、可能 な限り実態と乖離していないイメージを持っていていただきたいですし、なにより10 年ほど前から始まった裁判員裁判では、市民である裁判員の考えが判決に直接的に影 響してきます。例えば、裁判員裁判開始後、性犯罪に対する実刑判決の懲役の年数が 長くなっている傾向が報告されています(最高裁判所事務総局,2019)。市民感覚が反 映された成果であるとも言えますし、性犯罪は卑劣な犯罪であり、厳しく処罰される べきであるという点については私も同じ考えでいますが、性犯罪に至る心理的なプロ セスは複雑な場合が多いので、期間の限られた裁判の中で理解するのは難しいのでは ないかという思いもあります。

こうしたことから、現在の関心事として考えていることは、実態と乖離した過度な 犯罪不安が必要以上の厳罰化に結びつくおそれがないかということです。こうした現 象は、ポピュリズム厳罰化と言われています(京. 2016)。司法に市民感情が反映され ることは、司法の役割の一つが市民の安心・安全生活を守ることであるので望ましい ことではあるのですが、しかしながら、過度に市民感情に沿った対応をすると過剰な 対応が起きる可能性が否めません。特に、日本では実際に犯罪者に接したことがなく、 マスメディア等の情報のみから犯罪者像を形成させている場合が多いと考えられ(矢 島、1991)、実態から乖離した刑事政策になるおそれが考えられます。例えば、市民感 情を考えるに当たって重要な指標である「治安」について、実際に治安が悪くなって いれば、それに応ずる策を練る必要がありますが、実際には治安が悪くなっていない のに、市民は治安が悪くなっていると感じることが往々にして起きています。浜井 (2004)は、これを「治安悪化神話」と名付けています。この誤った捉え方に基づいて 厳罰化した結果、思いがけない顚末、つまりは社会復帰がより困難になり、結局犯罪 発生率を上昇させてしまう可能性を危惧しています。米国留学時に刑事政策について 学んできたことが、こうした関心事に結び付いているのだと思います。犯罪率の高い 米国においては、犯罪は国民の主要な関心事であり、政治でも取り上げられやすいテ ーマです。そうすると、すごく簡略化した話ですが、政策として犯罪を厳罰化すると、 市民の支持を得られるという構図が出来上がってしまいます。こうして厳罰化した結 果、本来なら身柄収容まで必要と思われない犯罪性の深度の人まで刑務所行きになっ てしまって刑務所が人で溢れかえり,受刑により家族や仕事を失ったことで,出所後 も生活が行き詰り、再度の犯罪に至る人々が多く出るということが米国では過去に実 際に起きています。

犯罪発生率がかなり低い日本で、アメリカと同様の現象が起こるとまでは考えていませんが、それでも必要以上の厳罰化は社会復帰を妨げるおそれが考えられます。私は実務経験を持つものとして、学生や一般市民の方々に犯罪者の実際の様子を伝える役目を負っていると考えていますし、また、市民と刑事政策の適切な関係の在り方についても研究していきたいと考えております。

さいごに

つらつらと書き連ねましたが、以上、私のこれまでの経歴と現在の関心事を記載させていただきました。法律の専門家ではないので、的外れな部分もあるかもしれませんが、心理職ならではのバックグラウンドを活かして、活動していきたい所存です。 今後ともどうぞよろしくお願い致します。

【参考文献】

- 浜井浩一(2004) 日本の治安と犯罪対策(I 課題研究 日本の治安と犯罪対策――犯罪学からの提言) 犯罪社会学研究, 29, 4-9.
- 法務省矯正局成人矯正課(2012) 研究報告書「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等 に関する分析 |
- 法務省矯正局成人矯正課・法務省矯正研修所効果検証センター(2020) 研究報告書「刑事施設における性 犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析」
- 京 俊介 (2016) イシュー・セイリアンスと刑事政策——「ポピュリズム厳罰化」と「民意なき厳罰化」の 政治過程 公共政策研究, 16, 19-32.
- 矯正研究所 (2019) 矯正研修所の新組織——効果検証センター・試験課の紹介 刑政, 130(9), 50-56.
- 松嶋祐子(2020) 犯罪・非行領域における心理臨床の特性 専修大学人文科学研究所月報, 306, 25-39.
- 最高裁判所事務総局(2019) 裁判員制度10年の総括報告書
- 矢島正見(1991) 犯罪報道の社会学的分析 犯罪と非行, 90, 38-55.
- 山本麻奈・松嶋祐子 (2012) 性犯罪者処遇の現状と展望 (第2回) 性犯罪再犯防止指導の受講 前後比較に効果検証について (その1) 刑政, 123(10), 86-95.
- 山本麻奈・松嶋祐子 (2012) 性犯罪者処遇の現状と展望 (第3回) 性犯罪再犯防止指導の受講 前後比較に効果検証について (その2) 刑政. 123(11), 70-79.
- 遊間義一(2017) 日本の男子性犯罪受刑者に対する性犯罪防止プログラムの再犯抑止効果 科学研究費助 成事業 研究成果報告書